

コンパクトシティ形成支援事業

非公（補助）

- 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する地方公共団体に対して、重点的な支援を実施。
- 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成や、計画の定期的な評価や見直しに対して、重点的な支援を実施。

●計画策定の支援

内容：立地適正化計画(防災指針含む)、広域的な立地適正化方針、低炭素まちづくり計画、PRE活用計画の策定

対象：地方公共団体等

補助率：1/2、1/3

- ・人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市が単独で計画策定する場合は定額補助（上限550万円）
- ・複数市町村が共同して立地適正化計画や広域的な立地適正化の方針を策定する場合において、定額補助(上限550万円)対象とする自治体を含む場合、自治体数により定額補助、超えた分を更に1/2。
- ・人口10万人以上の地方公共団体の補助率は1/3

（都市計画法に規定する都市計画の見直し提案と立地適正化計画の作成を一体的に実施する場合は1/2） ※令和10年度分の補助金から適用

●コーディネート支援

内容：まちづくりに関する専門家の活用等

対象：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2、1/3

●居住機能の移転に向けた調査支援

内容：誘導区域外の災害ハザードエリアからの移転促進調査等

対象：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2（上限500万円/年）

●建築物跡地等の適正管理支援

内容：建築物跡地等の管理支援

対象：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2、1/3

●誘導施設等の移転促進支援

内容：誘導施設等の除却処分等

対象：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2、1/3

